

山口市デジタル人材育成事業におけるEラーニングシステム提供業務 提案書等作成要領

「提案書」の作成に当たっては、「山口市デジタル人材育成事業におけるEラーニングシステム提供業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」の内容を踏まえた上で、本要領に従い作成し、提案者としてのアピールポイントを明記すること。また、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確な資料とすること。

1 提案書

(1) 基本事項

- ・ 本業務の目的を踏まえた基本的な方針やコンセプトについて記述すること。
- ・ 仕様書上の内容をすべて満たし、契約期間内のサービス提供が可能なスケジュールとなっているか。

(2) サービス内容（Eラーニングシステム）

- ・ システムの基本機能、学習コンテンツ、学習状況管理・学習計画、学習サービスの特徴について記述すること。

(3) サポート体制

- ・ 保守要件、受講促進、効果測定・評価について、記述すること。

(4) その他の有益な提案

- ・ デジタル人材育成事業におけるEラーニングシステムの効果的な活用等の本市にとって有益な提案があれば記述すること。また、当該提案については本業務の見積の範囲内での実施の可否を明示すること。